

考察

障害学生および家族、学校関係者へのインタビュー結果から、障害学生に対する特別措置支援の現状について、インタビューの結果得られた概要のうち、特に現状で改善が望まれる問題点に焦点を当てて考察する。

1. 特別措置申請を経験した本人の申請過程における問題点

障害のある受験生が、志望大学への特別措置を申請する手続きを行う中で経験した困難や問題点について、「障害の説明および理解の難しさ、交渉作業にかかる学生本人の負担」および「特別措置申請を行うこと自体についての本人の躊躇」という2つの観点から考察する。

(1) 「障害の説明および理解の難しさ、交渉作業にかかる学生本人の負担」

障害のある受験生は、早期から志望大学へ特別措置の申請を行う必要があるが、それらの申請には志望大学の入試担当者との交渉に長い時間と手間が必要である。障害の内容がよく知られていなかったり、入試担当者に障害支援についての知識がなかった場合、障害に伴う措置の必要性を、合理的に説明することには困難が伴う。また、よく知られていない障害であることを理由に入学を拒否された事例や、志望先大学での障害学生支援に関わる教員からは入学後の支援について好意的なコメントを得ていても、障害支援について詳しくない入試担当者からは否定的なコメントを得た事例など、多数の立場の異なる関係者が関与する入試段階特有の問題が残っていることが聴取された。

複数の大学を受験した高校生では、それぞれの大学と同じ特別措置内容の承諾交渉を、何度も繰り返し行う必要があった。これらの交渉は、保護者や高校の担任または進路担当の支援が得られる場合は負担が比較的少ない。しかしそうでない場合、受験生本人の多大な負担となっていた。一般の受験生と比較して、このことは障害から生じる隠れたハンディと言える。ところが現在のところ、高校側及び大学側にこれらを軽減する仕組みは制度的に用意されておらず、受験生及び家族の自助努力のみに依存している。これらに対する措置についてのニーズが聴取された。

(2) 「特別措置申請を行うこと自体についての本人の心理的負担」

本人と保護者、および教員に共通して、「特別措置を申請することによって（成績に関わらず）不合格とされてしまうのでは」という不安がある。そのため、特別措置を申請すべきと思われる事例についても、特別措置を申請せずに試験に臨んだ事例や、より軽微な措置を希望した事例が聴取された。実際に、障害があることを理由に入学を婉曲的に断られた事例や、特別措置申請をしたことにより不合格となったのではないだろうか、という疑念を持つ事例があった。この受け入れ拒否に対する当事者の不安の背景には、米国におけるADA法（「障害のあるアメリカ人法」）のような差別禁止を規定した法律が我が国になく、障害学生が特別措置申請を行う権利を裏打ちする制度がないこともあるだろう。国連の障害者権利条約に日本は調印し、批准を待つ状態にあるが、その際には特別措置申請への裏付けとなることも望まれる。

(3) 「障害者の受験＝AO入試や障害者特別選抜という図式」

障害のある学生の中には、受験の方式として、教師からAO入試や障害者特別選抜の選択を勧められたり、自分自身でもそうした受験方法を高い優先順位に置く事例が見られた。AO入試では、学力試験の得点ではなく、その人物像など、AO入試を実施する大学が重要視する別の観点から評価する。また障害者特別選抜の存在は、いわゆるアフーマティブ・アクションを大学の入試ポリシーとして実施している事例が我が国でも複数現れてきていることを示している。このように、学力だけではなく多様な評価を、障害のある学生に対して実施する大学が現れており、そのような評価を視野に入れることは重要なことである。しかしながら、インタビューを行った事例の中には「特別措置を認めてくれれば、学力試験で入学したい」「障害者特別選抜以外の道で志望校に挑戦したい」というスタンスを持つ学生もいた。障害学生の受験方法の選択肢を制限することなく、障害学生の評価そのものを他の学生とは別の物差しで評価する方法と、特別措置の充実により合理的配慮を認めることで、障害のない学生と土俵を同じくして評価する方法、両者を障害学生が選択できるような環境の充実が求められる。

2. 特別措置の内容に関する問題点

特別措置には、一見して多数のメニューが用意されている。しかしながら、未だ障害学生本人の試験への参加によって、致命的なバリアとなっているものも残されている。そのようなバリアは、実際に受験を経験した学生からのインタビューを通じてのみ、把握できることである。多くの学生にとって、受験は一度きりの体験であるため、そこで得られた困難に対する体験は、それが共有される枠組みがない限り、個人の経験だけですぐに失われてしまい、蓄積されることはない。そのため、大きな不備があることが見落とされがちとなる。

この節では、インタビューで得られた事例の中から、現状の特別措置では対処されておらず、また受験生の試験への参加を困難にしているものを障害種別ごとにまとめる。これらの困難の多くは、支援技術等の工夫により十分対処が可能と考えられるものであることを付記しておく。

(1) 「肢体不自由」の事例から

筆記困難に対するパソコン利用や代筆の適用範囲の狭さ

大学入試センター試験において、特別措置申請のメニュー中に「代筆」がある。インタビュー中で代筆を申請した者は、肢体不自由のある受験経験者8名のうち2名（筋ジストロフィによる筋力低下、頸椎損傷による顎部下の麻痺）であった。申請していない高校生は、筆記が問題なく可能な者や、筆記が困難でも、不可能ではない者であった。

人数としては2名と少ないが、障害のため手作業での筆記が難しい高校生は、日常的にパソコンと支援機器を組み合わせて筆記（入力）を行っており、そうした機器が使用できれば自立した筆記が可能だが、それが使用できない場合、筆記は不可能となる。また、もう1名、受験準備をしている高校生（筋ジストロフィによる筋力低下）の中でも、パソコン利用の認可についての予備的な問い合わせをしている事例があった。しかし、パソコンなどの機器の使用は、大学入試センター試験の特別措置メニューには明記されていないために、許可は個別事例となる。大学入

試センター試験や一部の大学では、パソコン利用の許可を得ることが大変難しい状況にある。そのためにパソコン利用の申請そのものを諦める者もいる。

予備申請を行っていた受験準備中の高校生では、パソコン利用について問い合わせた際、大学入試センターおよび志望大学からパソコン利用（キーボードと日本語変換入力機能を使った文字入力）は許可できないという説明を受けた。しかしながら、障害のため筋力の低下により、鉛筆やボールペンなど通常の筆記具を用いた場合、ほとんど筆記することができない。そこで彼はパソコンのマウス（指先だけで操作できるタイプのデバイス）を使い、ペイントソフトに文字を書く、という練習を時間をかけて行い、次第にマウスで判読可能な文字が書けるようになったので、これで次には許可してもらえるのではないかと思っている、と語っていた。本来であれば、そのような努力は不要であったはずであり、その時間を勉強に費やすことができたはずである。特別措置の認可過程が障害学生に余分な努力を強いている現状があることがわかった。

代筆を申請した2名のうち1名（頸椎損傷により、顎部より下が不随意）は、個別のケースとしてパソコン利用が認められていた。しかし、その場合にも、試験の実施には大きな困難がともなう。それは数学のように計算の途中経過をメモしながらでないで回答を案出するのに大きな困難が伴う科目など、メモ的に筆記が必要なケースである。パソコンでのキーボード入力のみでは、数学のように記号や図形の筆記を伴うメモが難しく、可能であっても、健常者の筆記と比較して、非常に長い時間がかかる。発話が可能である場合、発話による指示で代筆者がメモをとるという方法を採用することもできる。しかし、センター入試で認められている代筆は「回答用紙（マークシート）への記入のみ」であり、メモについての代筆は許可されていない。そのため、計算の途中経過は暗算で行う必要がある。健常な学生であれば、暗算で数学を解かねばならないということはあり得ない。その点で、障害学生には配慮がないことによって、他の学生と比べて大きなハンディが課せられている。現状より拡大された代筆の利用やパソコンによる入力については、早急に配慮として整備される必要がある。

時間延長措置から生じる学生への負担

肢体不自由への特別措置として用意される試験時間延長措置は障害のある受験生にとって不可欠なものである。インタビューでも、受験経験者全員が（センター試験および、一般入試を行っている場合はその場合も）試験時間の延長を申請していた。事例によってはこの試験時間の延長によって、休憩時間が短縮されたことが原因で、姿勢保持の苦痛を軽減するためのマッサージや、障害のため通常よりも時間のかかるトイレや食事など、日常生活に必要な時間が取れなかったことが報告された。

また時間延長により、一日に占める試験への参加時間が長くなることで、障害や疾病による体力の問題から、学生によっては重篤なレベルで体調管理が困難となることもある。無理に一日に実施せず、二日に分けた実施を行うことでこうした健康上の危険を被ることは回避される。しかしながら、解答速報の公開などにより、受験生が解答を手にしてしまうために実施が難しいことなどが考えられる。実際には入試では追試用の別問題も用意されていることが常である。そのため、対策として、日程を変更するための何らかの方法は考えることもできるかもしれない。

(2) 「高次脳機能障害」の事例から

障害への措置の不在

高次脳機能障害のある受験経験者2名のうち、1名には半側空間無視による読みの困難があったが、センター入試における高次脳機能障害による半側空間無視への特別措置（読み上げソフトまたは代読の使用、および試験時間延長措置）が認められなかった。センター試験での視覚障害への時間延長措置が認められる基準である視能率の欠損を認めないため、措置が認められなかったという背景がある。

半側空間無視は、視力や視野の障害ではなく、視覚的認知の障害であるため、視能率では表現できない大きな困難が伴う。特に、読みについては大きな困難があるため、視覚障害者が利用するのと同様に、代替手段を用いて問題文の読みを支援する必要がある。わかりにくい障害であるため、読みの困難とその補償に関するデータを添えて申請を行ったが、結果として要望した特別措置は認められなかった。このように、前例のない障害については申請しても措置が認可されない現状にある。入試での特別措置をセンター試験での措置に準じて実施している大学も多いため、センター試験の特別措置は大きな意味を持つ。現在の措置メニューおよび認可基準にある不備の改善に対するニーズが聴取された。

(3) 「アスペルガー症候群」の事例から

特別措置の効果的な実施における不備

大学入試センター試験の特別措置審査において、特別措置が認められても、センター試験実施校で、その措置の実施意図の把握が不十分であったために、措置が効果を持たなくなった事例も聴取された。アスペルガー症候群による聴覚過敏とパニック障害のある学生の事例で、静かな環境を必要とするため、別室受験を希望し、措置が認められた。しかし、当日の会場は本会場の試験室とは確かに別室ではあるものの、同室している人数が多く、騒がしい環境にある部屋が使用されていた。

(4) 「聴覚障害」の事例から

特別措置申請を行うかどうかの判断の難しさ

今回大学入試センター試験への申請を行った聴覚障害の学生のうち、1名は英語のヒアリング試験の免除を申請し、もう1名は免除を申請しなかった。後者は大学入試センターの窓口で相談した際に受けた「ヒアリングの授業に参加しているならば免除は難しい」というルールに基づいたコメントをそのまま承諾したためである。しかし、実際には、普段から授業での音声の聞き取りが難しく、事実上はその場に参加しているものの、十分にヒアリングの学習に参加できていたとは言えない状況にあった。その後、同じ聴覚障害のある受験生が免除申請をした事例を知ったこともあり、本人はしっかりと交渉して申請しておくべきであったという感想を持っていた。